

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

③施設名等

名 称：	なごみ	
施設長氏名：	島袋 信子	
定 員：		36 名
所在地（都道府県）：	沖縄県	
所在地（市町村以下）：	名護市字辺野古1009番地 7	
T E L：	0980-55-3033	
U R L：	http://www.hinpunkai.com/index.html	
【施設の概要】		
開設年月日	1999/10/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 ひんぷん会	
職員数 常勤職員：		30 名
職員数 非常勤職員：		5 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（イ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		6 名
有資格職員の名称（ウ）	公認心理士	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（エ）	栄養士	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（オ）	調理士	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（カ）		
上記有資格職員の人数：		名
施設設備の概要（ア）居室数：	2人部屋：12室、4人部屋：2室、地域小規模施設：12室	
施設設備の概要（イ）設備等：	（本体施設）入浴室3箇所、トイレ4箇所、洗面所2箇所、寮母室：2箇所、健康観察室：2箇所、事務室2箇所、施設長室、心理療法室、面談室、厨房、給湯室、大・小キッチン、洗濯機、乾燥機、ベッド、勉強机、テレビ、クーラー、電気調理器、扇風機、ロッカー、冷蔵庫 （小規模施設）居室12部屋、寮母室2箇所、トイレ4箇所、キッチン、冷蔵庫、洗濯機、ベッド、クーラー、扇風機、勉強机、ロッカー	

④理念・基本方針

- 1) 子どもの「最善の利益のために」安全・安心感を持った生活を保障する。
- 2) 年齢発達に応じた養育を通して、愛着関係・信頼関係の構築、自己肯定感の向上に努める。
- 3) 基本的生活習慣・社会生活のマナーやルールの定着。
- 4) 地域との共生・協働に努め、社会全体で育む支援を行う。
- 5) 各種専門職による連携アプローチを通して自立支援の強化を図る。

⑤施設の特徴的な取組

2019年4月、地域小規模児童養護施設なごみ（女子定員6名）の開設に続き、2023年9月、地域小規模児童養護施設なんぷう（男子定員6名）を女子と同じ学校区に開設することができました。9月の開設に向けて4月より必要な職員数を採用し、本体施設での研修期間を経て万全の体制でスタートすることができました。地域小規模児童養護施設開設により本体施設の定員も減ったことから、小規模施設、本体施設ともに、よりきめ細やかな支援ができる体制となっています。近年は、ケアニーズの高い児童が増加傾向にあり、児童対応に専門的な知識や技術が求められています。施設内OJTをはじめ、県内外への職員研修への派遣を行い、職員の資質向上に努めているところです。児童の権利擁護を前提に、日々のあらゆる関わりにおいて、児童自身が職員から大切にされているという実感がもてるよう支援することを目指し、職員一丸となって子ども達と向き合っています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/9/30
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/2/3
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度

⑦総評

<特に評価の高い点>

1. 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援が充実している。

社会的養護施設における子どもの権利擁護の取組は、子どもの最善の利益を中心に据え、「安全」「自己肯定感」「地域共生」を基本方針としている。入所時や年2回の定期説明では「権利ノート」や絵本を活用し、子どもの権利理解を促進している。こども会で意見表明の場を提供し、寮のルールは子どもの意見を反映して決定している。出生や生い立ちの伝達は、子どもの発達段階を考慮し、児童相談所と連携して行う。歓迎会や1対1の関わりを通じて不安を軽減し、絵本の読み聞かせや夜間対応で家庭的環境を整備している。子どもの主体性を尊重し、自立を支援している。

2. 職員が連携し、食生活や衣生活、性に関する教育など様々な養育支援の質の確保もできている。

社会的養護施設では、地域行事への参加を通じて地域との関係を深めるとともに、生活習慣や社会規範、生活技術の習得を支援している。子どものリクエストを反映した献立作成や衣服の購入時の同行など、主体性を尊重する取組を実施している。性教育は年齢や性別に応じ体系的に行い、職員も勉強会で知識を更新している。問題行動や心理ケアについては、児童相談所や医療機関と連携し、心理療法士が中心となり支援を行う。進路支援では奨学金の説明や職場体験を提供し、退所後も24時間対応で支援を継続している。親子関係再構築のため、家族との面会や外泊を定期的に実施し、信頼関係の構築を図っている。

3. 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、前回の第三者評価結果の全項目について検討・課題を把握し、改善に向けて指導力を発揮している。

前回実施した第三者評価結果から、養育・支援の質の現状を把握し職員とともに運営委員会や三役会議において確認・評価・改善に検討が行われている。評価結果を項目ごとに検討内容がまとめられ、3年間をかけて改善に取り組んでいる。その結果から参与としてスーパーバイザーを配置し、全職員対象に毎月研修を実施している。小規模開設前に職員を採用し新任职員へのOJTの実施等に取り組んでいる。さらに施設長においては県内外の研修受講や職員と伴に受講する等専門性の向上に努めている。今回の評価調査から養育・支援の質の向上に目を見張る結果が得られている。

4. 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

経営改善と業務実効性向上のため、労務は社労士に相談し、財務は公認会計士の助言を得て月次報告を作成し、そして人事は運営会議を経て理事会で決定される。スーパーバイザー（参与）を配置し、各専門職員の配置や増員、通勤手当の増額など、働きやすい環境の整備に取り組んでいる。業務効率向上のため、ネットワークシステム導入やオンライン会議ツールでの参加を認め、小規模施設や遠隔地の職員も会議に参加可能としている。また、運営会議や三役会議で施設長が職員の意見を聴き、対応している。職員自己評価では、各専門職の配置や小規模開設前に新任職員を採用することで、支援がスムーズに対応出来るようになったことなど施設長の姿勢に対して高評価のコメントが寄せられている。

<改善が求められる点>

1. 職員の質の向上に向けた体制が確立が望まれる。

職員一人ひとりの育成に向けて「期待する職員像」を明確にし、施設長が毎月、職員一人ひとりとの面談を実施している。

「期待する職員像」の達成に向けて、職員一人ひとりに目標（目標項目、目標水準、目標期限）を設定させ、設定した目標について年2回の面接による目標達成度の確認が望まれる。「職員研修実施要綱」（研修計画）への「期待される職員像」全文の追記、及び年度の施設内研修計画の作成が望まれる。

2. 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われることが望まれる。

ハーリーや区民運動会・学事奨励会・グランドゴルフ大会などに積極的に参加し、地域の美化作業にも協力し、地域の活性化に貢献している。地域で1月3日に実施される「新春走り初め大会」で施設より、給水や飴などを配布する予定である。

施設独自の主体的な取組等により、組織として地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これらを解決・改善するための施設による公益的な事業・活動の実施し、計画等で明示することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審を通して運営や業務に関わる改善点を確認することができました。改善点については以下のように対応に努めたいと思います。

1. 職員の質にに向けた体制の確率が望まれるに関しましては、「期待する職員像」を基に職員に目標を設定してもらい、その目標に届くよう職員のスキルアップ、モチベーション向上、また、施設長面談を年2回実施致したいと考えております。

2. 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われることが望まれるに関しては、1月3日、区主催「新春走り初め大会」で、なごみ入口前で給水・黒糖等の提供をいたしました。今後、恒例といたします。学校での読み聞かせにも参加いたしたいと考えております。

地域の福祉ニーズに関しては、児童家庭支援センターとも情報を交換し、地域のニーズを把握し、施設としてできる事業を計画・活動実施いたしたいと思います。

また職員の自己評価に関しては、職員一人ひとりが養育・支援や運営に関して現状や課題を確認することができました。今後も子ども達の最善の利益のために、職員一丸となって、養育・支援・施設運営それぞれの質の向上を目指し、取り組んでいきたいと思っております。今回の第三者評価受審を通して、職員が自身の養育を振り返り、課題を整理する大変貴重な機会になったことに、深く感謝申し上げます。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価 自己評価シート（児童養護施設）

共通

評価項目			評価結果
I 養育・支援の基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。		a
着眼点	☐	1 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	☐	2 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	☐	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	☐	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	☐	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント		■取組状況 理念と基本方針は事業計画や各種媒体に記載され、「子どもの最善の利益」を目的として安全な生活の保障、自己肯定感を育む支援、地域社会との共生を掲げている。基本方針は信頼、協調、共生を柱とし、職員の行動規範となっている。理念と基本方針は各施設内で掲示し、会議や子ども会（「子ども会議」を以下「子ども会」とする。）、保護者向け資料を通じて継続的に周知している。「なごみだより」は保護者に配慮した内容で作成され、職員自己評価では90.3%がaと評価している。	
I-2 経営状況の把握			
I-2-（1）経営環境の変化等に対応している。			
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		b
着眼点	☐	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。	
	☐	2 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。	
	☐	3 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐	4 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		■取組状況 施設経営を取り巻く環境と経営状況について、社会福祉事業全体の動向は全国養護施設施設長会議や九州児童福祉施設研究大会等への出席、福祉新聞や季刊誌「児童養護」等から情報を収集している。地域の状況は、沖縄県児童養護協議会や児童家庭支援センターからの情報を基に把握している。施設長は民生委員や児童委員、児童家庭支援センター長を兼務し、地域における若年妊産婦や朝食を摂らない子どもといった課題を認識している。 ■改善課題 支援を必要とする地域の子どもの関するデータの収集・分析、及び養育・支援のコストや施設に入所する子どもの利用率等の分析の実施が望まれる。	

評 価 項 目					評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。				a
着 眼 点	○	1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。		
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。		
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。		
コメント		■取組状況 中・長期の事業計画では、職員の資質向上や体制構築、情報共有の仕組み、本体施設のグループケア化といった経営課題が明確にされている。財務状況は公認会計士の助言を得て事務職員が月次報告を作成し、課題は運営会議で検討後、理事会に諮り全体会議で周知している。昨年度は地域小規模男子寮開設に向け副施設長を配置し、新任職員の採用やOJT研修の実施で体制を整備した結果、9月に開設を実現している。さらに、職員の資格取得支援や交通費見直しなど、働きやすい環境づくりにも取り組んでいる。			
I－3 事業計画の策定					
I－3－（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。					
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。				b
着 眼 点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。		
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
	○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 「新しい社会的養育ビジョン」を反映した10年の長期計画（令和4～14年）と5年の中期計画（令和4～9年）が策定され、理念や基本方針の実現に向けた具体的な目標が設定されている。長期計画には本体施設のグループケア化が含まれ、達成度の確認を基に令和4年度と5年度の達成度に基づいて計画が見直されている。地域小規模男子寮の開設においては設備費が計画に盛り込まれ、施設整備費や人件費、備品購入のための積立金が活用されている。 ■改善課題 策定されている長期計画に基づいた中期の予定年度ごとの計画作成、及び人員体制や設備整備等の数値目標の追記、収支計画の策定が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。				b
着 眼 点	○	1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。		
	○	2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
コメント		■取組状況 単年度の事業計画は、中・長期計画を基に「児童の養護」「保護者との連携」「地域小規模の充実」など10の柱で策定されている。各柱には児童自立支援計画や生活支援、学校との連携、職員研修、保健衛生、食育といった具体的な取組が明記され、実施状況が評価可能な内容で作成されている。 ■改善課題 単年度の事業計画は具体的な内容で作成されているが、数値目標の設定が望まれる。			
I－3－（2） 事業計画が適切に策定されている。					
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。				a
着 眼 点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。		
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
	○	5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。		
コメント		■取組状況 事業計画は「事業計画書策定マニュアル」に基づき、各寮や部署で評価・見直しを実施後、運営会議で職員の意見を反映した案を施設長が決定している。案は文字色で変更点を明示し、理事会で承認後、全体会議で職員に配布・説明し、各会議で周知している。			
7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。				a
着 眼 点	○	1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。		
	○	2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。		
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。		
	○	4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。		
コメント		■取組状況 事業計画は施設内に掲示され、子ども会議で子どもに説明している。保護者には「なごみだより」を郵送し、面談時にも説明している。実施に際しては、子どもには地域行事への参加を促し、家族には家庭支援専門相談員がSNSで連絡している。			

評 価 項 目					評価結果
I－4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組					
I－4－（１） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。					
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。				b
	着 眼 点	☐	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
		☐	2	養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
		☐	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
		☐	4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。	
	コメント				
■取組状況 支援内容の評価は毎月の全体会議で行い、2月には全職員で事業計画の振り返りを実施している。各寮や部署で検討後、全体会議で見直しを行っている。定期的に第三者評価を受審し、年2回人権擁護チェックリストを活用し、評価結果は評価委員会で分析・検討し改善に取り組んでいる。 ■改善課題 定められた評価基準に基づいた自己評価を毎年実施し、自己評価結果によるPDCAサイクルに基づく取組が望まれる。					
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。				b
	着 眼 点	☐	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
		☐	2	職員間で課題の共有化が図られている。	
		☐	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		☐	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		☐	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント					
■取組状況 前回の第三者評価結果を運営会議や三役会議で分析し、改善点や努力すべき項目を検討し、改善策を全体会議で共有し、子どもの権利擁護への取組みや中・長期計画、職員研修計画、委員会体制等を見直している。改善策の策定は評価委員会を通じて行い、改善計画の見直しも実施している。改善例として、パンフレットの見直しや子ども部屋のプライバシー保護のため、パーテーションが設置されている。 ■改善課題 定められた評価基準に基づいた毎年の自己評価結果から課題を明確にし、改善計画を作成して計画的に改善に取り組むことが望まれる。					

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ 施設の運営管理					
Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ					
Ⅱ－１－（１） 施設長の責任が明確にされている。					
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。				a
	着 眼 点	☐	1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
		☐	2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。	
		☐	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。	
		☐	4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
	コメント		■取組状況 施設長の役割と責任は管理規程や職務分掌で明確にされ、施設の機関誌「なごみ」とパンフレットに施設長の挨拶を掲載して表明されている。施設経営に関する方針は事業計画で表明され、全体会議や新任研修で周知される。事業継続計画（BCP）では、施設長不在時の対応として事務長が明記され、消防計画では施設長の責任が明示され、不在時には事務長と養護課長が副隊長として権限委任されている。		
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。				b
	着 眼 点	☐	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
		☐	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
		☐	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
			4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
	コメント		■取組状況 経理規程において、利害関係者との適正な関係保持が明示され、法人の決裁規則に基づき施設長は法令遵守を理解している。法令遵守の一環として、職員と共に虐待防止や権利擁護に関する研修を受け、ハラスメント防止規程や年休取得についても職員に周知し取り組んでいる。さらに、新任職員研修や児童権利擁護に関する研修を毎月実施し、スーパーバイズ研修にも取り組んでいる。 ■改善課題 ハラスメント禁止に関する研修の実施、及び雇用・労働や消費者保護関連、防災や環境への配慮等、幅広い分野について把握した法令の資料等を作成して職員に周知し、取り組むことが望まれる。		

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ－１－（２） 施設長のリーダーシップが発揮されている。					
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。				b
着眼点	☐	1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
	☐	2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
	☐	3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	☐	4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
	☐	5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
	☐	6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。		
コメント		■取組状況 養育・支援の質向上のため、前回の第三者評価結果を踏まえた課題改善に取り組み、人権擁護のためのチェックリストを活用し、年2回職員の個人評価を実施している。その結果を評価委員会で分析し、改善に取り組んでいる。職員の意見を反映させるため、ケース会議や寮会議、運営会議などに施設長が参加し、毎月面談の機会を設けている。また、施設内外の研修を通じて職員の教育・研修の充実を図り、施設長自身も研修を受講して専門性の向上に努めている。 ■改善課題 養育・支援の質の向上について、定められた評価基準にもとづく自己評価を毎年実施することが望まれる。			
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。				a
着眼点	☐	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
	☐	2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
	☐	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
	☐	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
コメント		■取組状況 経営改善と業務実効性向上のため、労務は社労士に相談し、財務は公認会計士の助言を得て月次報告を作成し分析、そして人事は運営会議を経て理事会で決定される。スーパーバイザーを配置し、各専門職員の配置や増員、通勤手当の増額など、働きやすい環境の整備に取り組んでいる。業務効率向上のため、ネットワークシステム導入やオンライン会議ツールでの参加を認め、遠隔地の職員も会議に参加可能としている。また、運営会議や三役会議で施設長が職員の意見を聴き、対応している。職員自己評価では、専門職の配置と支援のスムーズさ、施設長の対応に対して高評価のコメントが寄せられている。			

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成					
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。					
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。				a
	着 眼 点	☐	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
		☐	2	養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
		☐	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
		☐	4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
		☐	5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
	コメント				
■取組状況 「職員研修実施要綱」を整備し、職員の資質向上と組織的な専門性構築を目指し、基本方針、専門性の要求、研修委員会の設置、個々の研修計画作成、施設内研修カリキュラム、福祉人材や人員体制が明記されている。地域小規模男子寮開設に向けて、計画に基づき正規職員を5カ月前に正規職員5名を採用し、初任者研修や本体施設の業務を通じたOJT研修を充採用し、OJT研修を通じて職員を育成している。人材確保のため、ハローワークや福祉人材バンク、就職フェアを活用して職員を採用し、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員、里親支援専門相談員の各種加算職員や自立支援担当職員を配置し、資格取得費用の補助等で人員体制の充実に努めている。					
15	② 総合的な人事管理が行われている。				b
	着 眼 点	☐	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
			2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
			3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		☐	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		☐	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	コメント				
■取組状況 「期待する職員像」として8項目の素養を掲げ、児童に寄り添い積極的に支援を行動できる職員を求めている。パンフレットでは、「児童の権利擁護を前提に、児童が職員に大切にされていると実感できる支援ができる職員」を目指すことが記載されている。人事異動やシフト勤務については、職員の意向を面談で確認し、適切に配置している。処遇改善については、三役会議で評価・分析し、資格手当や福祉専門職手当を支給し、夜勤手当や通勤手当についても改善が図られている。 ■改善課題 職員の採用と異動等については就業規則で、特別昇給については給与規程で定めているが、職員の採用や配置、異動、昇進、昇格等に関する人事基準を作成し、基準に基づいた成果や貢献度等の評価を実施することが望まれる。					

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。					
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。				a
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。		
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
	○	7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。		
	○	8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。		
コメント		■取組状況 施設長が職員の労務管理責任者として、タイムカードで勤務状況を把握し、有給や時間外労働を管理している。職員の相談窓口は養護課長で、心理士や主任も対応している。「職員メンタルヘルス対策要綱」に基づき、施設長は給与明細を手渡し、意見や要望を聴取する。福利厚生にはインフルエンザ予防接種補助や退職金制度があり、育児・介護休業規程ではワークライフ・バランスに配慮している。職員の体制強化や研修、交流会なども行い、職員の健康とチームワークの向上を目指している。児童相談所も含めた他施設の職員との交流会参加者に施設長が補助を出している。			
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。					
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。				c
着眼点		1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
		2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。		
		3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		
コメント		■取組状況 職員一人ひとりの育成に向けて「期待する職員像」を明確にし、施設長が毎月、職員一人ひとりと面談を実施している。 ■改善課題 「期待する職員像」の達成に向けて、職員一人ひとりに目標（目標項目、目標水準、目標期限）を設定させ、設定した目標について年2回の面接による目標達成度の確認が望まれる。			

評 価 項 目				評価 結果
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。			b
	着 眼 点	☐	1 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
		☐	2 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
		☐	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
		☐	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
		☐	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
	コメント		■取組状況 「職員研修実施要綱」では、職員の専門性向上を目的に、児童への支援に必要な知識や技術の向上を図ることを明示している。特に愛着障害や発達障害、虐待の影響に関する理解や、支援方法の習得を求め、資格取得の支援体制も整えている。施設内外で研修が実施され、職員は全国や県内の専門研修に参加し、実践的な知識を深めている。また、O J T研修は職員の意見を反映させ、定期的に見直しが行われている。 ■改善課題 「職員研修実施要綱」（研修計画）への「期待される職員像」全文の追記、及び年度の施設内研修計画の作成が望まれる。	
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。			a
	着 眼 点	☐	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
		☐	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なO J Tが適切に行われている。	
		☐	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
		☐	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
		☐	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		☐	6 (5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント		■取組状況 職員の資格証は事務長が管理し、資格手当や福祉専門職手当を支給している。新人職員は施設内新任研修や県社協主催の新人研修を受け、寮職員向けのO J T研修にはスーパーバイザーとして参加が指導を行っている。職員は階層別や職種別の研修にも参加し、必要な知識や技術を習得している。外部研修の情報は提供され、個別の年間研修計画が作成されている。また、施設内でスーパーバイズ研修やC A P研修が実施され、心理専門の参加が支援を行い、支援の質向上に取り組んでいる。		

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ－２－（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。					
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。				a
	着 眼 点	☐	1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
		☐	2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
		☐	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
		☐	4	指導者に対する研修を実施している。	
		☐	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
	コメント				
■取組状況 「実習生受入要綱」が作成され、基本姿勢や受け入れ手順が明示されている。専門職種に配慮したプログラムを用意し、毎年社会福祉士や保育士の実習生を受け入れている。実習指導者は指導者養成研修を終了した担当で、手順に沿って実習生の受け入れを行い、学校や学生と調整をしている。					
Ⅱ－３ 運営の透明性の確保					
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。					
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。				a
	着 眼 点	☐	1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
		☐	2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
		☐	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
		☐	4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	
		☐	5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
	コメント				
■取組状況 施設はホームページで理念、基本方針、日課、行事、決算情報などを公開し、第三者評価の結果も公開されている。法人・施設の概要を示したパンフレットや広報誌を発行し、保護者には郵送している。施設長は地域の民生委員や児童委員として活動し、施設の役割を地域に伝えており、関係機関には情報提供を行っている。 ■改善課題 苦情・相談については、公開されているが、体制についてホームページでの公開を期待したい。					

評 価 項 目				評価結果
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。			a
	判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
		b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
		c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
		○ 2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。	
		○ 3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
		○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
	コメント		■取組状況 施設では、事務、経理、取引に関する権限・責任を定款や規定で明確化し、決裁規則や経理規程に基づき運営している。公認会計士・税理士資格を持つ監事の指導により、事務員が月次報告書を作成し報告している。事業報告や計算書類の監査当日配布について指摘を受け、事前郵送などの改善措置を実施している。	
Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献				
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。				
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。			a
	着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
		○ 2	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
		○ 3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
		○ 4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
		○ 5	（児童養護施設） 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
	コメント		■取組状況 「地域との交流要綱」には地域との関わり方や注意事項が明記されており、職員と入所児童が地域行事に参加している。地域住民としてハーレー大会、美化作業、運動会に参加し、自治会から新１年生に入学祝い金が支給されている。PTA活動や部活には職員が関わり、シフト調整を行いながら参加している。地域の見守り活動や高齢者支援にも関与し、施設長は民生委員や児童委員として地域活動に参加している。施設では、職員が子どもと共に買い物や通院を行い、友人たちが遊びに来る場面も見られる。	

評 価 項 目					評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。				b
着 眼 点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。		
		2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。		
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
コメント		■取組状況 ボランティア受け入れの基本姿勢や手順が要綱で明文化され、注意事項の説明や見守り体制が整備されている。長期活動する学習ボランティアがおり、守秘義務誓約書の提出を徹底している。また、地域学校の依頼で心理療法担当職員と養護課長がストレスマネジメント講話を実施するなど、地域連携も行っている。 ■改善課題 地域の学校教育等への協力について、「ボランティアの受け入れ実施要綱」に基本姿勢を明文化が望まれる。			
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。					
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。				a
着 眼 点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。		
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。		
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
		5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
コメント		■取組状況 関係機関連絡先やバス時刻表を作成し、掲示している。職員は専門職連絡会に参加し、2ヵ所の児童相談所とは年2回の集まりで施設ケアを検討している。子どもや家族の状況把握を行い、アフターケア相談室に繋ぐ体制を整備。施設長と養護課長は学校連絡会やカンファレンスを通じて学校と連携し、地域の民生委員・児童委員活動にも参加している。会議内容は全体会議で職員に共有している。 着眼点5は、地域に関係機関・団体があり、評価対象外とする。			

評 価 項 目					評価結果
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。					
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。				b
着 眼 点	○	1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。		
	○	2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。		
	○	3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。		
コメント		■取組状況 施設職員や入所児童は地域行事に積極的に参加し、施設長も民生委員活動に携わっている。法人が小規模施設近くに設置した児童家庭支援センターと連携し、ヤングケアラーや不登校児、居場所不足、転居を繰り返す世帯への支援など地域の福祉課題を把握し対応している。また、民生委員の要請に応じて業務内容や里親制度の説明を行い、多様な相談に対応している。 ■改善課題 施設のもつ専門性を活かして、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握するために、さらなる取組が望まれる。			
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。				c
着 眼 点		1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。		
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。		
	○	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。		
	○	4	施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。		
	○	5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。		
コメント		■取組状況 施設は、地域行事や美化活動に積極的に参加し、コンサートや周年感謝祭を通じて地域住民との交流を深めている。児童家庭支援センターと連携し、福祉ニーズを把握しながら依存症回復者の講演会やゲートキーパー講習会、児童生徒向けストレスマネジメント授業の講師を行うなど、地域支援を実施している。民生委員の要望に応じた専門的説明や里親制度の普及活動、災害時の避難場所提供の申請も行い、子ども会の提案を受けて部活動参加の調整を実現するなど、地域福祉と住民支援に貢献している。 ■改善課題 施設独自の主体的な取組等により、組織として地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これらを解決・改善するための施設による公益的な事業・活動の実施することが望まれる。（例 栄養士による災害時の食事備蓄や調理方法の研修など） 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価はCとなる。			

評 価 項 目					評価結果
Ⅲ 適切な養育・支援の実施					
Ⅲ－１ 子ども本位の養育・支援					
Ⅲ－１－（１） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。					
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。				a
	着眼点	☐	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
		☐	2	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。	
		☐	3	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
		☐	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
		☐	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	コメント		■取組状況 施設では、各種マニュアルを整備し、毎月の寮会議で倫理綱領を読み合わせるとともに、CAPワークショップやスーパーバイザー研修、OJT研修を通じて子どもの人権に関する学びを深めている。全職員が参加できるよう研修を2回に分ける配慮がなされている。養育支援方針には子どもを尊重する基本姿勢が反映され、医療受診や支援学級申請では保護者と子どもの同意を得て支援を進めている。子どもの自主的な表現を促すための仕組みや「ありがとうの木」など、感謝を共有する活動も行っている。「人権擁護チェックリスト」に基づく年1回の人権チェックを実施し、結果は全体会議で報告・周知され、課題への対応が行われている。今年度からは意見表明支援としてアドボカシー制度を毎週受け入れている。紙芝居形式の幼児用権利ノートを作成し、小学生・中高生向けと発達段階に応じた権利ノートを作成中である。		
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。				a
	着眼点	☐	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
		☐	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
		☐	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
		☐	4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
	コメント		■取組状況 施設では「入所児童プライバシー保護に関する要綱」を策定し、入所時に「なごみ説明資料」を用いてプライバシー保護の内容を子どもに伝えている。職員は入職時に守秘義務の誓約書を提出し、OJT研修でプライバシー保護を学んでいる。権利ノートの読み合わせを入所時と年2回実施し、プライバシー保護について子どもたちに周知している。小規模施設では個室を提供し、大部屋ではパーテーションを設置するなど、生活環境の改善に努めている。外部資料ではイニシャル表記を徹底し、個人情報の保護を図っている。		

評価項目				評価結果
Ⅲ－１－（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。			a
	着眼点	☐ 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
		☐ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
		☐ 3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
		☐ 4	見学等の希望に対応している。	
		☐ 5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
	コメント		■取組状況 施設は、理念や基本方針、重点目標、期待される職員像を明記したパンフレットを作成し、絵やイラストを用いて分かりやすく施設を紹介している。入所時には、子どもには写真や読みやすい文字を使用した「なごみ説明資料」や「園だより」を活用して説明を行い、保護者には同資料を配布または郵送し、必要な情報を提供している。保護者の希望があれば、養護課長が部屋の見学対応を行っている。パンフレットや資料は小規模施設についても記載し、適宜見直しを行っている。 ■改善課題 「なごみの約束事」にもルビを振ることを期待したい。	
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。			a
	着眼点	☐ 1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
		☐ 2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
		☐ 3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
		☐ 4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
	コメント		■取組状況 入所時の受入れは「児童入所時の受入れ要綱」に基づき、児童相談所の説明や自己決定を尊重して実施される。同意書は児童相談所からのコピーを保管し、療育や特別支援学級申請は子どもと保護者の同意を得て進める。意思決定が困難な子どもや保護者には、分かりやすい説明と資料提供を行い、理解を促している。 ■改善課題 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてのルールの明文化に期待したい。	

評 価 項 目				評価結果
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。			a
	着眼点	☐	1 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
		☐	2 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
		☐	3 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		☐	4 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
	コメント		■取組状況 養育・支援内容や措置変更、地域・家庭への移行は児童相談所と協議の上で決定し、引継ぎは「アフターケア要綱」に基づいて実施されている。退所後の支援は家庭支援専門相談員や自立支援員が担当し、「卒園応援ブック」を提供するほか、「にじのしずく」による相談窓口を設置している。要綱には「自立に向けての60のルール」や卒園ブックの提供が明文化されている。にじのしずくが主催する、退所予定の子ども達が各養護施設から集まって情報交換する場がある。	
Ⅲ－１－（３） 子どもの満足の向上に努めている。				
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。			a
	着眼点	☐	1 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
		☐	2 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
		☐	3 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	
		☐	4 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。	
		☐	5 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント		■取組状況 満足度調査を施設全体で集計・分析し、検討を行っている。子ども会や意見ポストを活用して子どもの意見を収集し、運営会議や寮会議で改善策を検討している。誕生日には担当職員と外食やプレゼント購入を行い、個別支援を通じて満足度を高めている。具体的な問題点についても会議で議論し、改善に努めている。		

評価項目				評価結果
Ⅲ－１－（４） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。			a
着眼点	○	1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。	
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	○	6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	コメント		■取組状況 苦情解決の責任者は施設長で、第三者委員が選任されアドボケート機能を担っている。苦情解決体制はポスターや「なごみだより」でわかりやすく説明され、意見ポストが各寮に設置されている。苦情は月1回、開封後に検討し、結果を掲示板で公表、記録を保管して返答を行っている。結果はプライバシーを配慮し、ホームページで公開されている。 ■改善課題 苦情・相談への対応についての体制図をホームページに公開することを期待したい。	
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。			a
着眼点	○	1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
	コメント		■取組状況 「苦情への対応に関する実施要綱」が整備され、施設長が責任者、養護課長が受付担当者、第三者委員が設置されている。苦情解決体制はポスターで掲示され、子どもには年2回の権利ノートで相談窓口を伝え、意見表明の場として子ども会や意見ポストが活用されている。相談場所は本人の希望に応じて配慮され、部屋の扉にも子ども自身の意見表示が反映されている。	

評 価 項 目					評価 結果
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。				a
着 眼 点	○	1	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。		
	○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。		
	○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。		
	○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。		
	○	5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。		
	○	6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 施設では、意見ポストや子ども会、満足度調査を通じて子どもの意見を収集し、寮会議や運営会議等で検討している。子どもが相談しやすい環境作りに配慮し、「苦情対応要綱」や「子ども会開催要綱」を整備し、迅速な対応を行っている。また検討に時間がかかる場合は、進捗状況を報告している。子どもの意見を反映した活動（例：部活動提案の実現）を実施している。 ■改善課題 対応マニュアル等は定期的に見直されているが、年1回の検証、見直しに期待したい。			
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。					
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。				b
着 眼 点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。		
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。		
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 施設では、入所児童の権利擁護を前提に「リスクマネジメント実施対策要綱」を整備し、リスクマネジメント委員会を設置している。事故対応マニュアルや不審者対応マニュアルを整備し、事故報告書を全体会議で周知している。ヒヤリハット発生時には養護日誌に記載し、職員間での申し送りを徹底している。誤薬事故を受けて再発防止の取り組みを行い、薬の保管方法を改善している。施設内の安全点検を月1回実施し、リスクマネジメントに関する勉強会や委員会で検討が行われている。 ■改善課題 他施設の実例については、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が望まれる。			

評価項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着眼点	☐	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	☐	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
	☐	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	☐	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	☐	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント		■取組状況 施設では「感染症対策要綱」を策定し、施設長を責任者とする管理体制を整備している。感染症対応マニュアルや食中毒対応マニュアルを整備し、全体会議で職員に周知している。毎月の健康委員会で予防対策やマニュアルの見直しを行い、手洗いやうがいの励行を事業計画に明記して実践している。手指やテーブルのアルコール消毒を実施し、小規模施設では用具の個別化を進めている。体調管理には一覧表を作成し、感染症発生時には隔離対応を行っている。 ■改善課題 健康委員会で感染症マニュアルについては、2年に1回見直されているが、年1回の検証、見直しが望まれる。	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	☐	1	災害時の対応体制が決められている。
	☐	2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
	☐	3	子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	☐	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
コメント		■取組状況 施設では、災害時の対応体制として「自衛消防組織と任務分担」を定め、防火管理者に事務長を任命している。台風・火災・地震・津波時のマニュアルを整備し、毎月避難訓練を実施している。令和6年8月には事業継続計画を策定し、津波警報時には小規模施設で独自に避難を行い安全を確保している。小規模施設女子寮について、火災時は避難経路の改善を検討しており、訓練時の安否確認は点呼で行っている。転倒リスクの高い箆笥は地震対策として突っ張り棒を使用し、職員連絡網や水・食料の1週間分の備蓄リストを作成し管理している。 ■改善課題 小規模施設女子寮における火災時等の避難経路の確保、及び事業継続計画に基づく備品類等を含めた備蓄の整備と訓練の実施が望まれる。	

評 価 項 目					評価結果
Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保					
Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。					
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。				a
	着 眼 点	☐ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
		☐ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。		
		☐ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
		☐ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
	コメント		■取組状況 施設では、児童入所時の受入れ要綱や自立支援計画書策定要綱、家族支援要綱など50種類以上のマニュアルを整備し、研修や勉強会を実施している。子どもの尊重、虐待防止、プライバシー保護に関する方針を明示し、新人職員には個別指導を行っている。支援の持続性と統一性を確保するため、ケース会議や個別支援会議録、児童の養護記録を作成し、施設長の決済後にネットワークシステムで情報共有・確認を行っている。 ■改善課題 標準的な実施方法に基づいて実施されているかを確認する仕組みの構築を期待したい。		
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。				b
	着 眼 点	☐ 1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。		
		☐ 2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。		
		☐ 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。		
		☐ 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		
	コメント		■取組状況 標準的な実施方法の見直しは、各マニュアルに2年以内に実施することが定められており、2年ごとに見直しが行われ、各委員会、全体会議、運営会議で検討されている。自立支援計画は、必要に応じてマニュアルに反映され、職員や子どもからの意見や提案が、子ども会、寮会議、運営会議を通じて全体会議で確認される仕組みとなっている。 ■改善課題 標準的な実施方法は年1回検証し、必要に応じて見直すことを期待したい。前回の改善課題として提案した事故等の対応マニュアルについて、計画的な見直しが望まれる。		

評価項目				評価結果
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。				
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。			b
着眼点	☐	1	自立支援計画策定の責任者を設置している。	
	☐	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐	3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	☐	4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	
	☐	5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	☐	6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	
コメント		■取組状況 自立支援計画は「自立支援計画策定要綱」に基づき、養護課長が責任者となって策定されている。アセスメントは、就学・未就学用のなごみアセスメントシートを使用し、入所時には児童相談所のアセスメントを活用し、寮担当職員が計画を作成している。その後、生活観察を通じてアセスメントシートが更新され、家庭支援専門相談員等と合議で作成している。自立支援会議では、養護課長を中心に関係職員が協議し、計画内容の修正を行っている。子どもの意向や自立の意志を計画に反映し、関係職員と十分に協議している。計画はネットワークシステムで共有され、支援困難ケースはケース検討会議で支援方法を再検討し、共通理解することを確認している。 ■改善課題 前回改善事項として、なごみのアセスメントシートが整備され取り組まれているが、第三者評価の職員コメント及び自己評価で12.9%と、十分に活用されていないとの意見がみられたため、アセスメント結果について、さまざまな職種での協議についてさらなる取組が望まれる。		
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。			a
着眼点	☐	1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐	2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐	3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐	4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐	5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
コメント		■取組状況 自立支援計画は半年ごとに評価・見直しが行われ、「自立支援計画策定要綱」に基づき、見直し時期や検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意の手順が明記されている。子どもの成長や保護者の状況に応じて、計画を緊急に変更する場合は寮会議で検討し、寮職員全体で確認している。評価・見直しでは、養育・支援の質向上に関する課題が明確にされている。		

評価項目			評価結果
Ⅲ－２－（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
着眼点	☐	1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	☐	2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	☐	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	☐	4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	☐	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	☐	6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
	コメント ■取組状況 子どもに関する養育・支援の実施状況は統一様式で記録され、ネットワークシステムで職員間で共有されている。自立支援計画に基づく養育・支援の実施状況は記録を通じて確認可能で、「児童育成記録要綱」に沿って記録され、施設長や養護課長が書き方に差異が生じないよう指導している。朝会や各寮の養護日誌の内容は育成記録に反映され、毎月の全体会議での会議録は施設長や事務長、養護課長の決済を経て全職員で共有されている。ネットワークシステムでは、入所からアフターケアまでの記録が掲載され、職員間で共有されており、この取り組みは全職員によって評価されている。		
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a
着眼点	☐	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	☐	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	☐	3	記録管理の責任者が設置されている。
	☐	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	☐	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	☐	6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
	コメント ■取組状況 子どもに関する記録の管理は、「個人情報保護方針」や「児童支援にかかる文書管理規定」に基づき、記録の保管、保存、廃棄、情報提供について明記されている。個人情報の不適正な利用や漏えいへの対策が就業規則に定められ、全体会議で注意喚起が行われている。文書ごとに管理責任者が設置され、個人情報記載された文書はシュレッダーで廃棄されている。個人情報の取扱いについては、子どもには権利ノートで説明し、保護者等には「なごみだより」やホームページで提示されている。開示請求は「個人情報保護法」に従って行われ、ネットワークシステムのセキュリティ対策も適正に講じられている。		

評 価 項 目					評価結果
A－１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援					
A－１－（１）　子どもの権利擁護					
46	A①	①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。			a
	着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
		○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
		○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
		○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
		○	5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。	
	コメント			■取組状況 「なごみ」では、子どもの権利擁護を重視し、基本的な考え方や対応マニュアルを整備し、基本理念や倫理綱領を整備し全体会議で職員に周知している。施設内虐待防止や苦情対応、プライバシー保護、子ども会開催要綱を策定し、子どもの意見表明や権利の理解を促進している。全体会議でスーパーバイザーによるOJT研修や権利擁護検討委員会を実施し、支援の質を向上させている。人権擁護のチェックリスト活用や服務規律により思想・信教の自由を保障し、権利侵害を防止している。沖縄県の意見表明権支援事業として、毎週1回アドボケイトとのコミュニケーションが図られている。	
A－１－（２）　権利について理解を促す取組					
47	A②	①　子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。			a
	着眼点	○	1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	
		○	2	子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
		○	3	職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	
		○	4	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	
		○	5	年下の子どものや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	
	コメント			■取組状況 施設では、子どもの権利理解促進のため「権利ノート」を活用し、入所時および年2回の定期説明を実施している。低年齢児には絵本や紙芝居、高年齢児には権利ノートの読み合わせを行い、子どもが理解しやすい方法を採用している。こども会では意見表明や自己肯定感向上の場を提供し、意見ポストや職員との対話により意見を述べやすい環境を整備している。寮のルールは子どもの意見を基に決定し、トラブルは自主的解決を支援している。「どならない子育て支援」を推奨し、個別のふれ合いや思いやり支援を重視している。学校や地域行事、職場体験など多様な生活体験を通じて他者への立場に配慮する心を育む取り組みも支援している。	

評 価 項 目					評価結果
A－１－（３） 生い立ちを振り返る取組					
48	A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。			a
	着眼点	○ 1	子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。		
		○ 2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。		
		○ 3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。		
		○ 4	事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。		
		○ 5	子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。		
		○ 6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。		
	コメント		■取組状況 施設では、子どもの出生や生い立ち、家族状況の伝え方について、寮会議や全体会議で発達段階や個別事情を考慮し、児童相談所と適切な時期・内容を連携して決定している。事実を伝えた際は、面談や学校の養護教諭との相談、医療的支援を行い、フォローアップを徹底している。在園中の写真を退園時にアルバムとして提供し、成長を記録している。必要に応じて職員とともに写真や掲示物を振り返り、「私の生い立ち」の作成を支援している。		
A－１－（４） 被措置児童等虐待の防止等					
49	A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。			a
	着眼点	○ 1	体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。		
		○ 2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。		
		○ 3	子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。		
		○ 4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。		
		○ 5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。		
	コメント		■取組状況 施設では、不適切なかかわりの防止と早期発見のため「施設虐待防止要綱」や「暴力問題への対応マニュアル」を整備し、施設長が対応責任者を務める仕組みを構築している。発生時は記録し施設長に報告、緊急全体会議や人権擁護委員会で審議を行っている。就業規則に虐待・体罰を禁止行為として明記し、懲戒処分の規定を設けている。子どもには「権利ノート」やCAPワークショップで自分を守る知識や方法を提供し、通告制度の説明や第三者委員の紹介を通じて、被措置児童等虐待に対する通報の体制を整えている。		

評価項目				評価結果
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア				
50	A⑤	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。		a
	着眼点	☐ 1	子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	
		☐ 2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
		☐ 3	子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	
		☐ 4	家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
	コメント		■取組状況 施設では、子どもの分離不安を解消し適応を促すため、「児童の入所時の受入れ要綱」に基づき、事前面談や見学、配慮事項を受入会議で確認している。入所時は歓迎会を開催し、「なごみの説明資料」で担当職員や部屋割り食堂の席等を説明している。幼児は1週間職員と生活を共にし、不安軽減を図っている。家庭復帰は段階的な交流や一時帰宅を経て児童相談所と協議し決定している。退所後は「アフターケア実施要綱」に沿い、相談や訪問支援を実施している。アフターケア相談室や週末里親委託や里親移行を通じ安定した生活を支えている。	
51	A⑥	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		b
	着眼点	☐ 1	子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
		☐ 2	退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	
		☐ 3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
		☐ 4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
		☐ 5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
		☐ 6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	
	コメント		■取組状況 社会的養護施設におけるリービングケアと退所後支援は、「リービングケアプログラム実施要綱」に基づき、高校3年生を対象に自立支援計画を策定し、就労体験や「巣立ちの為の60のヒント」などを活用した環境づくりを実施している。退所後は「アフターケア実施要綱」に従い、自立支援担当職員が相談窓口の提供や同行支援、定期的な連絡、24時間対応を行い、情報をネットワークで共有している。卒園者への励ましや交流の場も設け、地域とのつながりを継続的に支援している。 ■改善課題 退所者から、園へ行きたくても職員異動で訪問しても知った職員がいない等の声が聞かれるが、退所者同士が繋がり、職員や在園児とも交流ができる機会等の創設が望まれる。	

評価項目				評価結果
A-2 養育・支援の質の確保				
A-2-(1) 養育・支援の基本				
52	A⑦	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		b
着眼点	☐	1	職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	
	☐	2	子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
	☐	3	子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
	☐	4	子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
	☐	5	子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
	コメント		■取組状況 職員は入所時の情報共有や寮会議を通じて子どもの生育歴や状況を把握し、課題行動を生い立ちや発達特性によるものではないかという視点を持つように心がけている。受容的・支持的な対応を基本とし、担当制で寄り添ったケアを提供。被虐待体験や分離体験に伴う感情を受け止め、心理療法担当職員や個別対応職員と連携し、スーパービジョンを活用し支援を行っている。第三者評価の子どもアンケートでは、職員の支援を高く評価している。 ■改善課題 第三者評価の職員自己評価の判断基準では、職員の87パーセントが子どもの理解と受け止めについて十分ではないと応えており、子どもを理解した支援に向けて更なる取組が望まれる。	
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。		a
着眼点	☐	1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	
	☐	2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	
	☐	3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	
	☐	4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	
	☐	5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	
	☐	6	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	
	コメント		■取組状況 職員は子どもの基本的欲求を満たすため、年齢や個別の状況に応じた支援を行っている。幼児は遊びや絵本の読み聞かせで安心感を提供し、小学生は宿題支援や個別の会話、高学年児は夜間の個別対応を重視している。誕生日の夕食や買い物を行い、食規模施設では食材買い物への同行を通じて1対1の関わりを深め、子ども会で生活の決まりや自己肯定感を育む工夫をしている。入浴の順番や門限時間等を柔軟に対応し、幼児の部屋は、寮母室に近い場所に配置し、不安解消と家庭的な環境づくりを推進している。	

評価項目				評価結果
54	A⑨	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。		a
54	着眼点	☐	1	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
		☐	2	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
		☐	3	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
		☐	4	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
		☐	5	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。
	コメント		■取組状況 子ども主体の施設づくりを進め、月1回の子ども会で進行役や書記を子ども自身が務め、生活上の問題や課題を職員の見守りの中で検討している。意見ポストを設置し、第三者委員が評価と回答を行い、子どもの要望に対しては寮会議や運営会議を経て実行可能なものを実施している。小学生には目標達成表を掲示し、達成時には評価と励ましを行っている。失敗体験に対しては、職員が「聴く、寄り添う」姿勢を持ち、相談しやすい環境を整備している。	
55	A⑩	④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。		b
55	着眼点	☐	1	施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
		☐	2	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。
		☐	3	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
		☐	4	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。
		☐	5	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。
		☐	6	幼稚園等に通わせている。
	コメント		■取組状況 施設では子どもの発達段階に応じた絵本や漫画が設置され、余暇時間にはピアノや遊具を利用できる。園庭には多様な遊具が整備され、テレビ視聴や携帯電話の使用には時間制限とルールが設けられている。高校生は携帯電話所持前に研修を受けている。部活では小学校3年生以上がバスケット部に所属し、施設内で練習も行っている。放課後の学習支援にはボランティアを活用し、学校との連携も密に行っている。地域活動にも積極的に参加し、地域行事への関与が促進されている。 ■改善課題 携帯所持に伴う諸問題に関しての取り組みは今後も検討が望まれる。	

評 価 項 目					評価 結果
56	A⑪	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。			a
	着眼点	☐	1	子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
		☐	2	子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。	
		☐	3	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	
		☐	4	発達の状況に応じ、身体・健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	
		☐	5	発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	
	コメント		■取組状況 「なごみの約束事」として「しなければならないこと」と「してはならないこと」を生活規範や日課表を入所時に説明し、各寮に掲示して周知している。規範や決まりの確認は職員と共にしている。健康管理として手洗いやうがいを奨励し、年齢に応じた入浴や洗濯を実施している。怪我や体調不良時は職員に伝え、受診している。高校生の携帯電話使用は「携帯電話契約に関する要綱」に基づき同意し、研修後に所持が許可されている。地域行事や清掃等には積極的に参加し、地域との良好な関係を維持している。		
A－2－（２） 食生活					
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。			a
	着眼点	☐	1	楽しい雰囲気の中で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
		☐	2	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
		☐	3	食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
		☐	4	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
		☐	5	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	
	コメント		■取組状況 子どもたちのリクエストや好みを反映した献立で、食事が楽しみになるよう工夫している。高校受験前日には「力こぶ飯」、試験当日は「なごみ勝負飯」を提供し、メニューには地元産の食材を使用している。高校生は週2回お弁当作りを行い、その他の日はスタッフが作ったものを詰めている。週末には子どもたちが料理やおやつ作りを楽しんでいる。女子寮ではピクニックのように園庭で食事をしたり、男子寮ではお正月に残っている子どもたちと料理を作るなど、男女別で工夫した食事の機会も提供している。週一回は「買い弁」で自分で選んだ弁当を購入し、誕生日には外食の機会も設けている。アルバイトや部活で遅くなる場合には置き置きし、温め直して提供する配慮も行っている。 ■改善課題 残食がほとんどなく、定期的な満足度調査ではほとんどの子どもがおいしいと答えているが、満足度調査の食事時間が楽しいかとの問いに関しては楽しくないとの回答が7人いる。今後、要因を分析してさらなる対応を期待したい。		

評 価 項 目					評価結果	
A－2－（3） 衣生活						
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。				a
	着眼点	☐	1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。		
		☐	2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。		
		☐	3	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。		
		☐	4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。		
		☐	5	衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。		
		☐	6	発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。		
	コメント		■取組状況 子どもたちが清潔で体の成長や季節に応じた服装やTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。年少児と小学生は職員が洗濯し、たたんだものを各自で衣装ケースにしまい、中学生以上は自分で洗濯し、アイロンがけを行っている。洗濯物が乾かない場合は乾燥機を使用している。衣類の補修は自分で行えるよう支援し、衣類管理の習慣を身につけさせている。洋服や靴の購入は年2回、職員と共に出かけ、子ども自身が選んで購入することで自己表現を支援している。 ■改善課題 衣類について、子どもの思いに配慮し、適切な自己表現ができるように期待したい。			
A－2－（4） 住生活						
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。				b
	着眼点	☐	1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。		
		☐	2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。		
		☐	3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。		
		☐	4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。		
		☐	5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。		
		☐	6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。		
		☐	7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。		
コメント		■取組状況 施設は安全点検実施要綱に基づき、安全で安心な環境が整備されている。共有スペースの清掃は職員が行い、居室掃除は子どもたちが土曜日に行い、低学年には職員がサポートしている。定期点検時には、乱れている居室に張り紙で注意を促し、片づけが難しい子どもにはスタッフがサポートし、上手にできた場合は褒めて整理整頓を促している。居室の配置は子どもの希望に合わせ、プライバシーを確保するために部屋の仕切りやパーテーションを工夫している。小規模施設では全室個室で個人の空間を確保している。食堂やリビングは家庭的な雰囲気を大切に、個人の好みに合わせて提供している。 ■改善課題 居室間の壁の穴は一時的にカバーがなされているが穴の補修が望まれる。壁の汚れが目立つので、塗り替えの検討が望まれる。				

評 価 項 目					評価結果
A－２－（５） 健康と安全					
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。			b
	着眼点	○	1	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	
		○	2	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
		○	3	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
		○	4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	
	コメント		■取組状況 一人ひとりの子どもに対する健康管理は、年2回の嘱託医による内科健診や歯科検診で健康状態や発育状況を把握し、要治療の場合は適切な医療機関に受診させている。健診結果は個別台帳にファイルされ、事務室に保管されている。体調不良や怪我の場合、病院一覧表を参考に受診し、職員も同行して情報共有を行っている。軽度の症状は市販薬で対応し、薬はパソコンで管理し、各寮の事務室で鍵のかかる棚に保管している。感染症や事故対応は健康委員会が中心となり、マニュアルが整備されている。 ■改善課題 心身の健康の観点から健康委員会に心理士も加え、子どもがかかりやすい疾患のマニュアルも作成することが望まれる。		
A－２－（６） 性に関する教育					
61	A⑯	① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。			a
	着眼点	○	1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	
		○	2	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
		○	3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
		○	4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。	
	コメント		■取組状況 施設では、年齢や性別に応じた性教育が体系的に実施されている。低年齢向けには絵本を活用し、体に対する不安や他者との距離感を学ぶ機会を提供されている。女子の初潮期には個別プログラムを通じて月経について学び、男子には体毛について教育が行われている。中高校生には外部講師を招いての性教育が実施され、必要に応じて個別対応も行われている。プログラム実施後のアンケート結果をもとに改善を図り、職員向けの勉強会や講習会を実施し、学びの効果を確認している。 ■改善課題 毎年行われている外部講師による性教育プログラムは子どもたちがより関心をもって参加できるようにさらなる工夫を期待したい。		

評 価 項 目					評価結果	
A－2－（7） 行動上の問題、及び問題状況への対応						
62	A⑰	① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。				a
	着 眼 点	○	1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。		
		○	2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。		
		○	3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。		
		○	4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。		
	コメント		■取組状況 施設では、子どもの行動上の問題に対し、職員全体が「聴く」姿勢で対応している。問題行動発生時には複数の職員が対応し、一人は当事者、一人は周囲の児童の対応にあたっている。状況や対応は記録として残し、寮会議や全体会議で共有され、再発防止策が検討されている。必要に応じて、児童相談所や学校、医療機関と連携し支援を行い、保護者との連絡も行っている。児童相談所との関係強化のため、合同交流会に参加している。			
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。				a
	着 眼 点	○	1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。		
		○	2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。		
		○	3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。		
		○	4	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。		
		○	5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。		
		○	6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。		
コメント		■取組状況 社会的養護施設における子ども間の暴力やいじめ防止の取り組みは以下の通りである。施設では「暴力問題対応マニュアル」に基づき、予防と発生時の対応を実施している。性的加害・被害防止のため、死角となる箇所にセンサーを設置し、幼児や低学年児の入浴時には見守り体制を整備している。施設長らが朝夕の巡回を行い、夜間は2人体制で10時まで配置し、その後1時間ごとに見回りを実施している。職員は日常的に子どもの異変に気づき、問題の未然防止に努めている。問題発生時には会議で改善策を検討し、必要に応じて児童相談所や学校と連携して対応している。また、子どもの特性に応じた部屋割りや座席配置などの配慮も行っている。				

評 価 項 目					評価結果
A－2－（8） 心理的ケア					
64	A⑱	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。			a
	着眼点	☐	1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
		☐	2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
		☐	3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
		☐	4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
		☐	5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
		☐	6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	
コメント		■取組状況 施設では、心理的支援を効果的に実施するため、職員間の連携が強化されている。心理療法士を中心に、自立支援計画に基づき定期的な心理ケアが行われ、面接時には適切なスペースと不安軽減のための「めんせつまえのおやくそく」カードが用意されている。子どもの状況に応じて月1～2回の面接が行われ、面接後は情報共有が行われ、統一的な対応が図られている。心理的ケアが必要な子どもには定期的なスーパーバイズが行われ、記録は児童票に記載されている。全職員は定期的にスーパーバイズ研修を受け、心理支援の向上を目指している。また、児童相談所と連携し、保護者への支援も行っている。月1回の心理士連絡会や両児童相談所でそれぞれ年2回の会議で、施設のケアのあり方が検討されている。			
A－2－（9） 学習・進学支援、進路支援等					
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。			a
	着眼点	☐	1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
		☐	2	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
		☐	3	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
		☐	4	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
		☐	5	障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
	コメント		■取組状況 施設では、学習支援が充実しており、玄関ホールには書籍コーナーが設置されている。受験生には個室で集中できる学習環境が提供され、小学生は宿題を職員と一緒に済ませた後、遊びに時間を使っている。障害のある子どもには特別支援学級や学校への通学支援が行われ、被虐待児には個別対応職員や心理担当職員が学習支援を実施している。高校生の進路支援は学校で行われ、希望に応じて学習塾活用の援助も行っている。学習ボランティアが週1回来園し、学習支援を行っている。インターネットはオンライン授業に利用され、Wi-Fiと学校支給のタブレットでアクセスされている。高校生は携帯電話契約に基づきスマホ使用が許可され、SNSは禁止されているが、必要なアプリは職員が確認して使用している。 ■改善課題 インターネット利用は昨今の教育法においては有効なツールである反面問題も起きやすいので、児童が安全に使用できるようにネット環境の整備やルールの厳守の徹底を期待したい。		

評 価 項 目					評価結果
66	A㉑	② 「最善の利益」 にかかった進路の自己決定ができるよう支援している。			a
着眼点	☐	1	進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。		
	☐	2	進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。		
	☐	3	就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。		
	☐	4	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。		
	☐	5	学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。		
	☐	6	高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。		
	☐	7	高校を卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。		
コメント		■取組状況 進路の自己決定支援は、リービングケア・アフターケア要綱に基づき、自立支援担当職員を中心に、寮職員や家庭支援専門相談員が連携し、親の状況を考慮して対応している。進学や就職希望に応じて奨学金制度の説明や職場体験などの支援を行い、退所後も24時間対応可能な体制で継続的なサポートを提供している。			
67	A㉒	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。			a
着眼点	☐	1	実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。		
	☐	2	実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。		
	☐	3	実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。		
	☐	4	職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。		
	☐	5	アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。		
コメント		■取組状況 職場体験先の拡大として、琉球銀行や琉球コラソン、IT企業などとの連携を進め、高校生にはアルバイトを積極的に推奨している。職員は子どもたちの社会生活スキルやメンタル面での支援を行い、運転免許の取得や金銭出納帳の管理など自立支援に取り組んでいる。運転免許取得希望者には費用免除の協定があり、漢字検定等資格取得も奨励しており、漢字検定受験費用は地域自治会からの助成金も活用している。 ■改善課題 社会経験の拡大を目指し、職場体験がなされているが、さらに実習体験先の開拓を期待したい。			

評 価 項 目					評価結果
A－2－（１０） 施設と家族との信頼関係づくり					
68	A②③	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。			a
	着眼点	☐	1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
		☐	2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
		☐	3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
		☐	4	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
		☐	5	子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	
	コメント		■取組状況 家族との信頼関係づくりは「家族支援実施要綱」に基づき、児童相談所と連携し支援している。家庭支援専門相談員が窓口となり、寮職員や心理療法士と連携して支援方針を説明。保護者との交流は対応マニュアルに基づき、電話や面会、外出・外泊を定期的実施している。保護者に精神的問題がある場合は面接を行い、虐待ケースでは児童相談所での面会もある。外出後には記録提出を求め、帰園時には子どもの様子を確認している。家族への定期的な情報提供を行っている。		
A－2－（１１） 親子関係の再構築支援					
69	A②④	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。			a
	着眼点	☐	1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。	
		☐	2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
		☐	3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。	
	コメント		■取組状況 親子関係支援は家庭支援専門相談員を中心にケース見立てを行い、寮会議から運営会議、全体会議を通じて自立支援計画を作成し、支援方針を明確にして取り組んでいる。家庭復帰を目指し、親子関係の再構築のために児童相談所と連携して家庭訪問を行い、情報を共有している。生活訓練を通じて支援し、一時帰宅で親子再構築関係を実施し、面会や外出、一時帰宅の状況は「家庭訪問調査報告書」などに記録し、職員に共有、取り組み状況は児童相談所にも報告している。		